

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

木更津市長 渡辺 芳邦

市町村名 (市町村コード)	木更津市 (12206)	
地域名 (地域内農業集落名)	樺地区 (樺集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月22日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、主に水稻、露地野菜が耕作されている。

課題として以下の事項が挙げられる。

- ・集落内には小規模農家・兼業農家が多く、農地中間管理機構を利用して近隣集落の大規模法人などに農地を集積して地域の農業、農地を維持すると共に、地域内の農業者と地域外の担い手の適切な役割分担に基づき地域資源を保全管理する必要がある。
- ・構成員の高齢化、非農業者の増加により、農地方面の草刈や水路の泥上げ等の地域資源の保全管理活動への参加者が減少傾向となっており、少ない人数で効率的に保全活動が行えるよう維持管理の省力化や低コスト化を図る必要がある。
- ・アライグマ等の小型獣による農作物被害も確認されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在耕作されている農地やその周りの農地を中心に集約・集積を図り、農地の効率化を促進する。
- ・地区内で農業を継続する意向のある農業者を育成し農地の集約を図ることも必要だと考えられる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興区域内の農用地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作者がいない農地を中心に集約・集積を図り、農地の効率化を促進し、耕作放棄地の防止に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を活用し、規模拡大を目指している者への集約を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、補助事業を活用する等検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県・市、農業委員会や農協などの関係機関と連携を図ることで、地域内外から多様な経営体の確保に努める
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスを行う事業体の情報を地域内で共有し、農業者が適切なサービスを活用できるようにすることで、遊休農地の解消・防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害に対して、適切な対策を講じ、被害の減少を図る。
 ⑩農地の追加及び除外をする等の際、地権者と耕作者間で協議し、お互いに合意したうえで決定をする。なお、決定事項は、回覧等で事後報告をすることとする。
 ⑩今後行われる地域計画(案)の確認は、地元代表者が確認することで地元確認と置き換える。
 ⑩年1回の地域計画の見直しについて、事前の申し出等により修正された地域計画変更案等を公表し、公表したことを回覧等で周知し意見を募る形式とする。